

社会福祉法人・施設の指導監査結果等に係る情報公開事務取扱要領

平成28年5月13日 監査指導室長決裁

(最終改正 令和6年4月8日)

1 要領の目的

この要領は、札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱（平成9年4月1日 民生局長決裁。以下「監査要綱」という。）に定める情報公開について、必要な事務その他の事項を定めるものとする。

2 情報公開の対象

情報公開は、監査要綱に基づき実施した指導監査について、行うものとする。

3 情報公開の方法

(1) 情報公開は、監査要綱第8-4-(1)に規定する文書指導について、監査指導室のホームページにおいて実施する。

(2) 文書指導のうち、社会福祉法人及び社会福祉施設等の運営に重大な支障を及ぼすと認められる場合、入所者・利用者の処遇・安全に相当の影響がある場合又は相当の影響が想定される場合、度重なる指導にもかかわらず、改善状況が見られない場合（以下「重大な文書指導」という。）については、次に掲げる事項を公開する。

ア 指導監査を実施した社会福祉法人又は社会福祉施設等の名称

イ 指導監査の種類及び実施日

ウ 指導監査結果の要旨

エ 前号の結果に対する改善状況

改善状況は、監査要綱に基づき提出された改善報告書の記載内容に基づき、次の区分により結果を表記する

(ア) 文書指導に係る改善が完了したと認められる場合 改善済

(イ) 文書指導に係る改善に着手し又は着手する意思が明示され、改善が見込まれる場合 改善見込み

(ウ) 文書指導に係る改善に着手する意思が認められない場合又は正当な理由なく報告期限を過ぎても報告がない場合 未改善

オ その他必要と認める事項

(3) 重大な文書指導以外の文書指導については、次に掲げる事項を年度単位に取りまとめの上公開する。

ア 社会福祉法人に係る指導については、全体の実施状況及び指導内容別件数

イ 社会福祉施設等に係る指導については、施設等の種別ごとの実施状況及び指導内容別件数

4 情報公開の時期

(1) 重大な文書指導の公開

改善報告書の提出期日をもって行う。なお、公開は全ての指導事項について改善が確認された年度の末日まで行うこととする。

(2) 重大な文書指導事項以外の文書指導の公開

前年度分を取りまとめ次第、速やかに行う。なお、公開は直近1年度分とする。

5 情報公開の実施通知等

(1) 通知

監査要綱第8-5により指導監査の結果について通知する際には、この要領に基づき情報公開を行う指導監査の実施結果の内容について併せて通知する。

(2) 修正等の手続

前項の通知に記載された内容について、法人・施設の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるなど異議がある場合は、文書により申し出ることができる。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

この要領は、令和3年9月27日から施行する。

この要領は、令和6年4月8日から施行する。